

南部知多訪問看護ステーション運営規程

平成12年4月1日施行	平成21年8月1日改正	平成29年2月1日改正	令和元年10月1日改正
平成13年4月1日改正	平成27年7月13日改正	平成29年3月15日改正	令和元年10月1日改正
平成13年8月1日改正	平成27年9月1日改正	平成29年4月1日改正	令和2年1月1日改正
平成15年8月1日改正	平成27年10月1日改正	平成30年1月1日改正	令和2年3月1日改正
平成16年4月1日改正	平成27年11月1日改正	平成30年4月1日改正	令和2年4月1日改正
平成17年4月1日改正	平成27年12月24日改正	平成30年9月1日改正	令和2年6月1日改正
平成18年6月1日改正	平成28年2月26日改正	平成30年12月1日改正	令和2年8月1日改正
平成19年6月1日改正	平成28年6月1日改正	平成31年4月1日改正	令和3年3月1日改正
平成20年6月1日改正	平成28年7月14日改正	平成31年4月11日改正	令和4年4月1日改正
平成21年1月1日改正	平成29年1月1日改正	令和元年8月1日改正	令和6年2月1日改正

(事業の目的)

第1条 愛知県厚生農業協同組合連合会が開設する南部知多訪問看護ステーション(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員その他の従業者(以下「看護職員等」という。)が、主治の医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた者に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

- 2 ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健師・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 南部知多訪問看護ステーション
- (2) 所在地 愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷81番地6

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び勤務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：保健師又は看護師 1名

管理者は、所属職員を指揮・監督し、適切な事業の運営が行なわれるように統括する。但し、管理上支障がない場合は、ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することがで

きるものとする。

- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算 2.5名以上（内、常勤1名以上）

訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数 ※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに、看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月15日、12月30日から1月3日までは除く。
(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時00分まで。
(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容)

第6条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
(2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
(3) 食事および排泄等日常生活の世話
(4) 褥瘡の予防・処置
(5) リハビリテーション
(6) ターミナルケア
(7) 認知症患者の看護
(8) 療養生活や介護方法の指導
(9) カテーテル等の管理
(10) その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 ステーションは、介護保険法、健康保険法の規程に基づく利用料を利用者から支払いを受けるものとする。

- 2 次条の通常の事業の実施地域以外で行う指定訪問看護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

実施地域を越えた地点から1Kmあたり50円を徴収する。

但し、医療保険の場合は1回270円、片道15Kmを越える場合は1回300円を徴収する。

- 3 死後の処置料は、11,000円とする。

- 4 利用料に係わる支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書

で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）をうけることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、南知多町、美浜町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第10条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 2 ステーションにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、看護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 3 ステーションにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 4 ステーションにおいて、看護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（その他運営についての留意事項）

第11条 訪問看護ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛知県厚生農業協同組合連合会と南部知多訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は、令和6年2月1日から施行する。